事前協議の手引き

よくある指摘・修正事項（参考）

平成３０年３月

建設部道路課管理係

◆提出図面一覧（道路課関係）

・開発区画割求積図

・開発区画割求積表

・現況平面図

・現況断面図

・土地利用計画平面図

・土地利用計画平面図

・造成計画平面図

・造成計画断面図

・給排水計画平面図

・消防水利計画平面図

・開発道路縦断面図

・開発道路標準断面図

・開発道路施設構造図

・汚水計画平面図

・汚水縦断面図

・汚水人孔構造図

・既設人孔接続詳細図

・汚水管布設標準土工図・土留工標準図

・給水管布設標準土工図

・雨水貯留浸透施設構造図

・擁壁構造図

・CB積構造図

・２４条工事　計画平面図

・２４条工事　計画断面図

・２４条工事　施設構造図

・２４条工事　求積図

・その他

◆過去の意見

１．一般事項

・工事車両の搬入・搬出経路図及び工程表を工事着手前に提出すること。

・工事車両の搬入・搬出及び工事施工時に市道部分への破損があった場合は，事業者の責

　任において修繕すること。

・工事車両の搬入・搬出経路について，当課と十分協議すること。

・工事車両の搬入・搬出及び工事施工時等においては近隣住民の生活に十分配慮し，苦情

　が発生しないようにすること。

２．新設道路に関すること

・新設道路,廃止する道路の位置等は当課と十分協議すること。

・路床については，必要に応じ沈下防止の措置を採ること。

・ごみ置き場西側の空地について，車が接触しないよう安全措置を講ずること。

３．接続道路に関すること

・市道に関する工事が発生するときは，当課と協議のうえ，道路法第２４条の規定に基づ

　く道路工事承認申請の手続きをとること。

・法定外公共物（道路）部分の使用許可及び工事許可申請書を提出すること。

・不要となった歩道切下げ・出入口部分等については，原形復旧すること。

・道路狭窄部分については，反射板を設置すること。

・新設道路及び既存道路との接続部分については，適時市職員の立会いの下施工されたい。

・横断歩道の移設について市生活安全課，土浦警察署等関係機関と協議すること。

４．排水施設への流入に関すること

・敷地内雨水・合併浄化槽処理水を排水施設へ流入する場合は，排水施設への流入申請の

　手続きをとること。

・敷地から排水施設への流入については，Ф100以下の自然流下で設計すること。

・敷地内の雨水が道路に流れ出ないように措置を講ずること。

・水路への放流について，公共物工事等許可書（農林水産課），占用にかかる同意書（土

　地改良区）の写しを提出すること。

５．その他

・その他市道に関することについては，当課と協議すること。

・市道に接する箇所がないので意見なし。

６．特殊なケースにおける事項

・駐車配置について，串刺し駐車の無いように検討願いたい。

・区域南側の人孔の南側のヒューム管については，開発業者において調査・試験掘りを行

　い接続状況等について明らかにすること。

・既設雨水管の撤去・補修等については，調査の結果を受けて別途協議すること。

◆過去の意見のうち，現在は図面の修正に代えたもの

２．新設道路に関すること

・新設道路の側溝について１０ｍごとに１ｍのグレーチングを設置すること。

・側溝は落蓋型へ変更願いたい。

・車道側溝の蓋厚は13cm以上のものに変更すること。

・側溝の縦断勾配は0.5%以上確保すること。

・行止り道路は別紙の規定がありますので再検討を願いたい。

・展開広場の寸法については，道路整備技術基準の例によって書き直すこと。

３．接続道路に関すること

・接続道路について,既存道路の車道幅員を4.5ｍ以上確保すること。

・接続道路について,既存道路が5.5ｍ未満の箇所は,道路中心線より2.75ｍ以上後退すること

・新設道路と既設道路の接続部分のU字溝はボルト固定式グレーチングとすること。

・暗渠部分については，ボルト固定式グレーチングへ変更願いたい。

・車の出入り口の既存側溝はボルト固定式グレーチングU字溝に交換のこと

・出入口は各6～8mで，1～2箇所で願いたい。

・交差点に近い出入口は基準で5m以上離すこととなっていますのでできる

　限り出入口を交差点より離すように願いたい。

・出入口は各4～6mで，2箇所で願いたい。

４．排水施設への流入許可に関すること

・敷地について縦断図を添付すること。

・敷地内は，透水性舗装とし，桝は浸透桝とすること。

・合併浄化槽は，高度処理型で願いたい。

・雨水について流量計算書を添付し経路について協議すること。

・集水桝の構造図添付。また，平面図に大きさを表示。

・雨水処理計画について,計画図を添付すること。（流水方向を記入）

・駐車場出入口の敷地内にU字溝を設置し,雨水が道路に流れ出ないようにすること。

・敷地内雨水の浸透桝の構造図を添付すること

・敷地内の出入口付近の側溝はグレーチングへ変更願いたい。

・雨水及び汚水処理施設の構造図を添付すること。

・流下能力計算書について，流出係数を修正し，再計算したものを提出すること。

・雨水処理計画について,施設構造図を添付すること。

・既存側溝への接続部分について，断面図を提出すること。

◆よくある指摘事項（※当手引書と異なる施工をしたい場合は個別に相談ください）

開発区画割求積図

開発区画割求積表

・展開広場の寸法を「道路整備技術基準」の例によって書き直すこと。

現況平面図

現況断面図

土地利用計画平面図

　・新設道路の側溝の縦断勾配は０．５％以上確保すること。

　・新設道路の側溝について１０ｍごとに１ｍのグレーチングを設置すること。

　・ゴミ集積場の正面のグレーチング蓋は移設すること。

土地利用計画断面図

・隣地境界構造物の立上り又は勾配により雨水経路が切断されていることを確認できるよう断面図を提出すること（※特に，中高層建築物・共同住宅指導要綱による事前協議の場合）

造成計画平面図

造成計画断面図

　・断面図（縦断図）を提出すること。

給・排水計画平面図

・給水・汚水・雨水を色分けして作成すること。

　・集水枡，グレーチング，側溝等の寸法を明記すること。

　・流水方向を明記すること。

　・河道延長・河道勾配を明記し，算出式を付記すること。

流域図

　・流域図を提出すること。

工種別内訳図

・工種別内訳図を提出すること。

・工種別に網掛けを行い，面積を付記すること。

消防水利計画平面図

開発道路縦断面図

　・路盤構成の寸法を明記すること。

開発道路標準断面図

　・車道側溝の蓋厚は13cm以上のものに変更すること。

　・車道側溝のグレーチング蓋はT-25以上のものに変更すること。

　・集水枡のグレーチング蓋は片ヒンジ開閉式にすること。その旨を明記すること。

　・集水枡は浸透桝とすること。

開発道路施設構造図

　・集水枡の断面図について寸法を明記すること。

　・集水枡の泥溜めは150mm以上とすること。

汚水計画平面図

汚水縦断面図

汚水人孔構造図

既設人孔接続詳細図

汚水管布設標準土工図・土留工標準図

・路盤構成の寸法を明記すること。

給水管布設標準土工図

・路盤構成の寸法を明記すること。

擁壁構造図

CB積構造図

**◆排水施設への流入許可申請関係**

雨水貯留浸透施設構造図

　・接続箇所は1箇所とすること。

　・最終接続部分の口径はφ100以下とすること。

　・流入先のバリ取り・モルタル補修・完了後の目視確認が行えるよう既存の一部グレーチングとなっている部分から少しずらすように設計し，水はねがないようにしてください（※前面道路がスリット側溝で一部グレーチングになっている道路における１事例）。

雨水浸透処理施設の計算

　・計画貯留量が必要貯留量を上回るよう設計の変更を行うこと。

流量計算書

　・屋根部分の流出係数は１．０で計算すること。

　・ゴミ集積場の流出係数は１．０で計算すること。

　・宅地・屋根面積の算出は建ぺい率によること。

**◆道路工事施行承認申請（法２４条）関係**

２４条工事　計画平面図

・「道路法２４条工事」の旨明記のこと。

・接続部分の既存側溝蓋はボルト固定式グレーチング（Ｔ－２５，Ｚ型）とすること。また，その旨明記すること。

　・接続部分の集水枡のグレーチング蓋は片ヒンジ開閉型とすること。

　・集水枡が大型（概ね９００×９００以上）のものにあっては，２枚もの（両開き）開閉型とすること。

２４条工事　計画断面図

２４条工事　施設構造図

・開発道路にかかる部分と道路工事施行承認申請にかかる部分を分けて作成してください。

・集水枡の断面図について寸法を明記すること。

　・集水枡の泥溜めは150mm以上とすること。

・平面図に外構ごとに凡例を示し，グレーチング部分はグレーチングらしい画にしてください。また，付記は「ボルト固定式グレーチング（Ｔ－２５）」とし，対応する断面図・外構施設図については，受枠が確認出来る画にしてください。

＜参考＞



２４条工事　求積図

◆よくあるお問合せと回答

Q.（断面図の提出がない。）

A.道路課における中高層建築物指導要綱による事前協議においては，主に，敷地内雨水の道路へ溢水がないことを確認しております。ついては，道路境界線・隣地境界線付近・ブロック等の立ち上がり等により，雨水経路が切断されていることを確認するため，現況と計画の対照が分かるよう外構断面図等を提出してください。

Q.（施設詳細図の提出がない。）

A.平面図・断面図に表記されている各施設にかかる詳細図を提出してください。

Q.（流域図の提出がない。）

A.表面排水及び排水施設による排水についてレベル・勾配・流水方向を色分けして明記し，面積，工種別内訳，河道延長，河道勾配及び河道延長・河道勾配の算出式を付記すること。を付記してください。また，工種別内訳ごとに網掛け表記してください。

Q.（雨水抑制計算書及び流量計算書の提出がない。）

A.敷地内全浸透であることを確認するため，雨水抑制計算書及び流量計算書を提出してください。

Q.側溝に放流してもいいですか。

A.雨水処理は原則敷地内浸透とし，雨水貯留浸透施設等の規模を拡大してオーバーフローが発生しないよう設計してください。

　但し，地質等の問題により官公庁等から浸透させないことの指導を受けていることなど事情がある場合には，下水道課管理の雨水管や都市下水路ほか他の排水施設への流入を検討し，それらの記録を文書でご用意の上，再度ご相談ください。その折には排水施設への流入申請の基準において審査させていただきたく存じます。

　なお，道路課における排水施設への流入許可申請の許容放流量の基準は８割水深の２分の１です（平成２９年度時点）。

Q.共同住宅の車両出入口部分の側溝について，グレーチング蓋へ変更するように指導されたが，現況の側溝が蓋厚１３ｃｍの車道用のものを使用しているため，車両乗り入れについては支障がないと考えている。したがって，側溝は当初設計のまま布設替を行わないものとしたい。

A. 共同住宅等への車両出入口の乗り入れは通常の乗り入れ方とは異なり損耗の度合いも激しく，一般交通ではなくごく限られた住民の用に供することから，道路管理者として，通常の考え方と区別して扱うことには合理性があるものとして，グレーチング蓋への変更を指示させていただいておるところです。

　ついては，大変申し訳ございませんが，我々も道路行政を実施する公共の福祉の実現体としての立場がございますので，趣旨をご理解いただき，ボルト固定式グレーチング蓋への変更をお願いいたします。なお，グレーチングの規格はT－２５です。

　もし専門技術的な先行研究や実証実験等により，公共の福祉の観点からより合理性のある施工に心当たりがありましたら，是非ご教示いただきたくよろしくお願いいたします。

Q.過去に許可済みの排水施設への流入許可の再申請の取扱いについて

A. 増改築のケースであって，（１）流域の工種別流出係数が，現況と計画とを比較して，計画の方が小さくなっている場合，（２）流域の工種別流出係数が，現況と計画とを比較して，計画の方が大きくなっている場合のうち，ア．調整池等を経由している場合であって調整池の容量が確保されていることが確認できる場合，または（３）前２項に掲げる場合のほか，流量計算書において，通常の排水施設への流入許可申請の基準を満たしている場合のいずれかにおいては，流域，排水経路，工種別流出係数，排水施設等流出係数設計値等の識別情報を提出していただくことで再申請に代えた例がございますので，個別にお問合せください。

Q.道路整備技術基準の道路幅員にかかる規定の適用宥恕について

A.道路整備技術基準は全ての認定道路に適用されます。更に，道路課管理の施設にすべて準用しているため，認定外市道も同様の取扱いとなっております。

　これにより，当該計画が開発行為に該当する場合，敷地に接する全ての道路は道路整備技術基準による拡幅が必要となります。

　また，主たる幹線道路にいたるまでの計画区域外の接続道路も，道路整備技術基準による拡幅が必要となります。

　但し，認定未供用の道路，開発行為によって交通の影響が見込まれない道路，改良済みである道路については拡幅または整備を宥恕した例があります。

　これらは，開発行為によって利益を受ける開発業者が，それによって発生する負の外部性に対して責任を負うべきところ，道路整備技術基準を機械的に適用すると，その責任が無制限に広がってしまい却って開発行為の本旨や公共の福祉に反する場合があると考えられたことや，本来的に行政が負うべきである性質の責任については開発業者に負わせるべきではないことが理由となっております。

　その具体的な宥恕については，道路整備技術基準の適用条文を挙げ，負の外部性に対する責任を開発業者が十分果たしていることの説明が必要になるものと考えます。

　この説明については，制限する立場である行政が積極的にすべきものではないことから，開発業者様に説明書の提出を行う義務があるものと考えます。

　手続きとしては開発業者からの説明書の提出を受けて道路課内にて適用宥恕の起案をすることになります。

　事務の簡便化のため，原則的には拡幅の宥恕については事前協議の中で行うべきものであるが，この原則を貫くと却って不合理な事情がある場合があるため，出来るだけ柔軟に対応させていただくこととしております。

　ついては，上記を踏まえて個別にご相談ください。